

平成24年3月19日
予防予第2号

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

無窓階判定におけるガラス小窓付き鉄扉の取扱いについて（通知）

ガラス小窓付き鉄扉の取扱いについては、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成14年9月30日消防予第281号）により通知されているところですが、「ガラス小窓を局部破壊しサムターン錠を解錠できる場合」の解釈と運用について、下記のとおり判断基準を設け運用するものとする。

記

- 1 ガラス小窓付き鉄扉のガラス小窓の材質は、次表に示すものであること。

ガラスの種類	条件
普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス	厚さ6.0mm以下
網入板ガラス又は線入板ガラス	厚さ10.0mm以下
強化ガラス又は耐熱板ガラス	厚さ5.0mm以下
合わせガラス	フロート板ガラス6mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス6mm以下
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス5mm以下
	フロート板ガラス5mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス5mm以下
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス6mm以下
	フロート板ガラス3mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+型板ガラス4mm以下
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。

- 2 ガラス小窓の大きさは、縦横15cm以上とし、形状に応じて消防隊がサムターン錠を容易に解錠できる位置にあること。

- 3 この基準の適用は、避難階又はこれに準ずる階に設けられた開口部に適用されるものであること。

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到

